

意見募集要領

「東大和市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画（案）」に対するパブリックコメントを実施します。

市では、平成30年度から令和5年度までの6年間の計画期間とした、東大和市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画の計画期間が令和5年度末で終了することから、東大和市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画を策定します。本計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間の保健事業にかかる施策の方向性を定めるものです。

この度、本計画の案を取りまとめましたので、お知らせするとともに、市民及び事業者等の皆様から広く意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。

1 目的

本計画は、将来の被保険者数や医療費を見据え、効果的な保健事業等をレセプト情報等の分析に基づき推進することで、被保険者の健康の保持増進に取り組むことを策定の目的とするものです。

2 案の内容

東大和市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画（案）

3 案に対する基本的な考え方

本計画は、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針に基づき定めるものであり、市政の基本的方向と取り組み内容をまとめた東大和市総合計画 輝きプランを、被保険者の健康の保持・増進や効果的な保健事業の実施の観点から具体的に展開していくものです。

4 案の概要

- I 基本的事項
- II 健康・医療情報等の分析と課題
- III 計画全体
- IV 個別事業計画
- V その他

5 ご意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 本計画に利害関係があると認められる個人
- (7) 本計画に利害関係があると認められる法人等

6 ご意見の提出期間

令和6年2月13日（火）から令和6年3月14日（木）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントへのご意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

7 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ
 - (2) 文書閲覧 健幸いきいき部 保険年金課（東大和市役所1階2番窓口）
- ※保険年金課での文書の閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 ご意見の提出先、方法及び提出様式等

- (1) 提出先
健幸いきいき部 保険年金課（東大和市役所1階2番窓口）
- (2) 提出方法
次のいずれかの方法により、提出してください。
 - ・書面の持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで）
 - ・郵送 〒207-8585 東大和市中心3-930
東大和市 健幸いきいき部 保険年金課宛て
 - ・FAX 042-563-5927
 - ・電子メール hokennenkin@city.higashiyamato.lg.jp
 - ・オンライン申請フォーム（以下の二次元コードをスマートフォン等で読み取るか、記載のアドレスからアクセスしてください）。



<https://logoform.jp/form/VfYv/501386>

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しております。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

- ア 市内在住の個人 住所及び氏名
- イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名
- ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名
- エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
- オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名
- カ 本計画に利害関係があると認められる個人
利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
- キ 本計画に利害関係があると認められる法人等
利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

9 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和6年3月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。

なお、公表に当たっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

10 注意事項

電話及び窓口での口頭によるご意見、上記7の(3)提出様式等に掲げる事項の明記がないご意見はお受けできません。また、ご意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。